

呉市建設工事一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、呉市が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する建設工事の一般競争入札（事前審査方式）（以下「一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について定めるものとする。

2 対象工事

一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、対象工事であってもこの限りでない。

- (1) 特定建設工事共同企業体を結成させて施工するもの
- (2) 総合評価方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式）によるもの（呉市総合評価方式実施要綱（平成18年10月20日実施）第2条第1項第1号の特別簡易型を除く。）
- (3) 工事内容、工事場所その他の工事の特殊性により、入札参加者の施工実績又は配置予定技術者の施工経験等を入札参加資格として設定し、かつ、これらの資格を入札前に審査する必要があるもの

3 入札に参加する者に必要な資格

対象工事の入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、特に理由があると認めるときは、次の事項を定めないこととすることができる。

ア 対象工事の業種について、公告日において呉市建設工事執行規則（平成9年呉市規則第9号）第5条本文の資格の認定を受けていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

ウ 対象工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。ただし、対象工事の内容に応じ、法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていることとすることができる。

エ アの資格の認定に係る格付けの等級が、当該入札の公告に定めるものであること。

オ 対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者（経験の有無及びその時期を指定することができる。）を工事現場に配置（専任配置を条件とすることができる。）できること。

カ 対象工事の請負対象設計金額が9,000万円以上である場合は、対象工事の業種に

ついて法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

キ 対象工事の請負対象設計金額が9,000万円以上である場合は、対象工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

ク 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、呉市建設工事入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

コ 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

サ 対象工事に係る設計業務の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと及びその出資の総額の100分の50を超える出資をしていないこと。

シ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

ス 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。

セ その他必要と認める事項

4 資格要件の決定等

(1) 契約課長は、対象工事を主管する課の長と協議の上、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号。以下「契約規則」という。）第4条に規定する公告案を作成し、呉市入札参加業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 当該工事の入札参加資格要件は、委員会の議を経て、呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号。以下「規程」という。）第9条第2項に定める区分に応じ、決定する。

5 公告

市長は、第3項に定める入札に参加する者に必要な資格のほか、対象工事の概要、入札の手続及び技術資料の記載方法等について定め、契約規則第4条の規定に基づき公告するものとする。

6 電子入札システムの使用

一般競争入札は、原則として、呉市電子入札実施要領（平成２３年４月１日実施）に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

7 入札参加申請書等の提出

- (1) 対象工事の入札参加申請者は、公告に定める期限までに、当該公告中に記載された必要書類を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の必要書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

8 入札参加申請時に届け出る配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、開札日の前日時点で配置できる技術者を届け出るものとする。
- (2) 入札参加申請書の提出期限の翌日以降は、原則として配置予定技術者の変更・差替え等を認めない。また、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、入札参加申請を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。
- (3) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 開札後、落札者において配置予定技術者の配置ができないことが確認された場合は、当該落札を取り消すものとする。
- (5) 落札後、工事の施工に当たって、配置監理技術者については、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限り、変更できるものとする。

9 入札参加資格の確認

契約課長は、入札参加申請書等の内容を確認の上、対象工事の入札に参加する者に必要な資格の適否をまとめた入札参加申請者の一覧表を作成し、委員会の議により資格の適否を確認するものとする。

10 入札参加資格確認結果の通知

- (1) 契約課長は、対象工事の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、速やかに入札参加申請者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書によって通知するものとする。
- (2) 入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知するものとする。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 対象工事の入札参加者は、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 入札の際に工事費内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。
- (3) 工事費内訳書については、所定の様式を用い、指定項目の金額を記入すること。

- (4) 入札参加者は、その提出した工事費内訳書を書換え、引換え、又は撤回することができない。
- (5) 提出された工事費内訳書が次のアからカまでのいずれかに該当する場合には、当該工事費内訳書を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなし、その入札は無効とする。
 - ア 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書の押印を除く。）
 - イ 工事名に誤り等があり、意思不明瞭な場合
 - ウ 工事費内訳書の指定の項目に記載がない場合
 - エ 呉市契約課ホームページに掲載された所定の工事費内訳書を使用していない場合（同等の項目が漏れなく記載されていれば同一とみなす。）
 - オ 対象工事の設計図書に表記された設計図書整理番号を記載していない場合
 - カ 入札価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
 - キ 電子入札システムを使用して工事費内訳書を提出する場合において、ファイルの破損によりその内容が確認し難い場合
- (6) 工事費内訳書及び関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び警察に提出する。
- (8) 提出された工事費内訳書については返却しないものとする。

1 2 失格・無効入札

市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を失格・無効とする。この場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合
- (2) 第7項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになった場合
- (3) その他対象工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

1 3 入札結果等の公表

入札結果等の公表については、契約課における閲覧及び呉市契約課ホームページへの掲載により行う。

1 4 設計図書等の閲覧又は貸与

- (1) 対象工事の設計図書等は、公告に定める期間、呉市契約課ホームページにおいて閲覧に供する。

- (2) 前号にかかわらず，公告において設計図書等のＣＤ－Ｒを貸与する旨記載のある対象工事については，呉市契約課において貸与する。

1 5 帳票の様式

この要綱の実施に関し必要な帳票の様式については，別に定める。

1 6 その他

この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に市長が定める。

付 則

1 この要綱は，平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

2 呉市建設工事公募型指名競争入札実施要領（平成 9 年 4 月 1 日実施）は，廃止する。

付 則

この要綱は，平成 2 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は，平成 2 8 年 6 月 1 日から実施し，改正後の第 3 項カ及びキの規定については，施行日以前に契約を締結し，完了検査の終了していない対象工事についても適用する。

付 則

この要綱は，平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日から実施し，実施日以降に入札公告を行う入札案件について適用する。

付 則

この要綱は，平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は，平成 2 9 年 5 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は，平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は，令和 5 年 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は，令和 7 年 9 月 1 7 日から実施する。